

米軍嘉手納基地への軍用外来機飛来に対する意見書

沖縄防衛局等によると、本年、5月26日から6月2日にかけて米軍三沢基地所属のF-16戦闘機や米海軍原子力空母艦載機FA-18戦闘攻撃機、米ハワイ州ヒッカム空軍基地所属のF-22ステルス戦闘機、米軍岩国基地所属F-35最新鋭ステルス戦闘機、EA-18Gグラウラー電子戦機等の軍用外来機32機が、米軍嘉手納基地へ相次いで飛來した。

数日間のうちに30機余の外来機が飛來したのは、記録が残る範囲では2007年以来で約16年ぶりとなる。沖縄県によると、6月2日にF-35最新鋭ステルス戦闘機が飛來した時間帯には、うるま市美原で110・2デシベル、「会話が不可能」とされる騒音を記録、6日にはF-22ステルス戦闘機が離陸した際に、本町砂辺で108デシベルを記録した。

近年の米軍嘉手納基地における離着陸回数は減少しているものの、外来機の飛來と深夜早朝の離発着回数は増えている。2015年10月29日に行われた日米安全保障協議委員会（2プラス2）において、訓練の一部を県外・国外で行うとの合意がされているにも関わらず、外来機の飛來が後を絶たず負担軽減と逆行している状態は到底容認できるものではなく、またコロナ禍における様々な懸念もある中で、滞在期間・兵員等の具体的かつ詳細も明らかにされておらず、強い憤りを禁じ得ない。

また、環境基準値を超過した騒音も幾度となく発生・測定されており常駐機の運用に加え、外来機の飛來による騒音被害が増加している事は明らかである。そればかりか、嘉手納基地の騒音については、騒音規制措置（騒音防止協定）においては、午後10時から午前6時まで飛行制限されているが、基地司令官が出した滑走路運用指示書では、夏場には午前0時まで飛行を認める事が明記され、合意破りを前提とした運用が容認されている。

地域住民が日常的に航空機被害に悩まされ、町民生活に甚大な悪影響を及ぼしている事を日米両政府は認識し、ルールの遵守と本質的な負担軽減を図るべきである。

よって、本町議会は町民の生命、財産、安全を守る立場から米軍及び関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 軍用外来機飛來・暫定配備を中止し即時撤去させること。
- 2 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、機能移転・訓練移転を図ること。
- 3 騒音防止協定を遵守し、嘉手納基地の騒音軽減を確実に実施させること。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 5 全ての在沖米軍基地を整理縮小し、段階的に撤去させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月14日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長